

令和5年11月定例会 経済委員会（事前）

令和5年11月27日（月）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

寺井委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（10時36分）

これより農林水産部関係の調査を行います。

農林水産部関係の11月定例会提出予定議案はありませんが、報告事項があればこれを受けることといたします。

【報告事項】

- 火傷病の発生状況及び対策について（資料1）

中藤農林水産部長

この際、2点御報告をさせていただきます。

まず、1点目は火傷病の発生状況及び対策についてでございます。

資料1を御覧ください。

ナシやリンゴの重要病害であります火傷病が中国で発生したことを受けまして、去る令和5年8月30日、国は日本国内への火傷病の侵入を防止するため、中国産ナシ花粉及びリンゴ花粉の輸入を停止したところでございます。

本県においても、一部園地で従前より中国産花粉が使用されておりますため、市町村、JAの協力の下、緊急的に火傷病の発生状況及び来季の花粉確保等につきまして、実態調査を実施いたしました。

まず、1の調査概要についてでございます。

リンゴ生産農家につきましては、該当がございませんでした。

ナシにおきましては、令和5年9月13日から10月27日まで、県内の全ナシ生産農家161戸、105haを対象に、聞き取り及び巡回調査を実施いたしました。

2の調査結果についてでございます。

まず、（1）火傷病の発生状況でございますが、102戸70haで中国産花粉が使用されておりましたけれども、いずれの園地におきましても火傷病の発生はありませんでした。

なお、全国のリンゴ及びナシ産地におきましても、現在のところ発生はしていないと伺っております。

次に、（2）令和5年産用中国産花粉の在庫状況についてでございます。

令和5年産用といたしまして、県全体で約8.7kg購入されまして、うち約2.8kgが使用されず、45戸の生産農家と1JAで在庫を確認しております。

（3）令和6年産用の花粉必要量についてでございます。

県全体で約20.6kg必要となる花粉の確保状況について聞き取りを行ったところ、自前で全量確保できる生産農家が99戸、自前による全量確保が難しい生産農家が62戸ありまして、不足する花粉量は約2.7kgとなっております。

次に、本調査結果を受けましての3の今後の対策についてでございます。

まず、（1）感染防止対策といたしまして、生産農家の皆様が所有されております在庫の中国産花粉2.8kgにつきましては、国の予算を活用し、県で買い上げ、適切に廃棄処分いたしまして、県内で火傷病が発生することがないように対応いたします。

次に、花粉の輸入停止を受けまして、国内調達を進めるための（2）花粉確保対策といたしまして、まず、産地内や産地間で生産・融通するなど産地が一体となった花粉確保のための体制の構築を行いまして、生産農家の皆様が自ら花粉を確保できるよう、JAと連携し技術指導も行ってまいります。

また、^{せん}剪定した枝や未利用花等を活用いたしました花粉採取技術の実証や、将来にわたり国産花粉を安定的に確保するため、花粉の共同採取に向けた機械設備の導入を行うための国事業をJAや生産者団体等にあっせんしてまいります。

今後とも、国やJA等、関係機関と連携しながら着実に実施し、ナシ生産農家の皆様が安心して生産できるよう、万全を期してまいります。

続きまして、2点目、資料はございませんが、高病原性鳥インフルエンザ発生に係る本県の対応について御報告をさせていただきます。

先週、11月25日土曜日に、佐賀県鹿島市の養鶏農場におきまして、今季、国内1例目の高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました。

同日、直ちに危機管理会議を開催いたしまして、養鶏関係者に対して防疫対策の徹底を要請するとともに、消毒の強化を図るため、県内全養鶏場に対しまして、消毒用消石灰を緊急的に配付することとし、本日より配付を開始しております。必要な経費につきましては、緊急的な対応となることから、危機管理調整費を活用させていただいたところでございます。

また、本日の話でございますが、茨城県笠間市の養鶏場におきまして、国内2例目の発生が確認されております。現時点では、本県において、高病原性鳥インフルエンザを疑う異常な鶏は確認されておられませんけれども、今後とも、より一層の緊張感を持って、本県畜産業を守ってまいります。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

寺井委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

北島委員

先ほど御報告いただきました火傷病について、発生状況とか花粉の必要量、また緊急調査をしたという報告で、発生状況がなかったということですが、どういう花粉の実態調査の状況であったか、詳細を改めて教えていただけますでしょうか。

宮崎みどり戦略推進課長

ただいま北島委員より、火傷病の発生状況と花粉の実態調査についての御質問がござい

ました。

9月の当委員会でも御説明させていただきましたが、火傷病というのはナシやリンゴを枯らせてしまう重要病害でありまして、我が国への侵入を国で警戒していたものでございます。

農林水産省では、これまで発生国とされておられませんでした中国において、火傷病が発生していることを確認しまして、我が国への火傷病の侵入を防止するため、去る8月30日に中国からナシやリンゴの人工授粉に用いる花粉の輸入を停止したところでございます。

このことを受けまして、県では9月13日に市町村及びJ A等関係機関に対し説明会を開催いたしました。

生産農家に対しましては、9月13日から9月27日にかけて計6回、市町村やJ Aと連携しまして、県農林水産総合技術支援センター主催で火傷病の発生があるかないかへの調査協力、それから来季以降の在庫、中国産花粉の使用の自粛、来季の花粉確保の対策につきまして、説明会及び聞き取り調査を実施いたしましたところでございます。

さらに、9月13日から10月27日にかけては市町村、J Aと連携いたしまして、現地調査も実施いたしております。

その結果、リンゴの生産農家は美馬市で1件の廃園を確認するとともに、中国からのリンゴ花粉の輸入はございませんでした。

一方、ナシでは主要産地でございます鳴門市、松茂町、藍住町、北島町、板野町、徳島市のほか、計12市町161戸105haのうち11市町102戸70haで中国産花粉が使用されておりました。いずれの生産園地につきましても火傷病の発生はございませんでした。

また、令和5年産に使用されなかったものの、発病リスクのある中国産ナシ花粉の在庫状況につきまして45戸の生産農家と1 J Aで約2.8kgが保管されている状況でございます。

次に、本県のナシ生産で使用される花粉量は例年、純花粉換算で約20.6kgでございますけれども、そのうち42%となります約8.7kgが中国産花粉となっております。

そこで、生産農家の皆さんに令和6年産に必要な花粉を自前で確保可能かどうか、161戸に聞き取り調査を実施しましたところ、自前で全量確保できる生産農家が99戸、自前では少しなら確保できる、若しくは全く確保できないといった、全量確保が難しい生産農家が62戸、全体量の13%に当たります約2.7kgが不足することが分かったところでございます。

北島委員

説明を頂きました。

徳島県内においては発生がなかったということで、幸いなことであったと思います。

しかし、発病のリスクがある中国産のナシ花粉がまだ2.8kg手元に残っているという説明もあって、さらに来年度、令和6年度のナシの生産に必要な花粉が自前で確保できないというのが62戸いらっしゃるって2.7kg必要という説明もございました。そこで在庫の中国産花粉の今後の取扱い、さらには来季以降、自前で花粉を確保できない生産農家の皆さんのために、今後どのような対策をしていくのか、来年度も近くなっていますので、詳細についてスケジュール感等々も含めて御説明いただけますでしょうか。

宮崎みどり戦略推進課長

ただいま、在庫中国産花粉の取扱いと、令和6年に向けましてナシ生産に必要な花粉をどのように確保していくのかという御質問でございます。

まず、在庫の中国産花粉2.8kgの取扱いについてでございますけれども、生産農家の皆様の手元に残っている中国産花粉に火傷病菌が付着している場合がございます。来季以降の生産に誤って使用されますと、火傷病が発生、まん延する可能性がございます。

そこで国は、発病リスクがある在庫中国産花粉につきまして、全量国費で買い上げ、廃棄することとしたところでございます。

買い上げ及び廃棄につきましては、県が実施主体となりまして、購入されたときの伝票若しくは全国設定単価で買い上げをいたしまして、国の植物防疫所の立会いの下、焼却処分若しくは高圧滅菌処理によります廃棄を確実に実施いたしまして、火傷病の感染、まん延を防止してまいります。

今後のスケジュールといたしましては、在庫の中国産花粉を誤って使用されてはけませんので、花粉の回収を年内に速やかに完了いたしまして、その後、廃棄及び生産農家への花粉代金の支払を完了させてまいりたいと考えております。

次に、来季以降、自前で花粉を確保できない生産農家の皆様への対応でございます。

令和6年産の花粉を緊急的に確保するために、国でも補正の動きが出ておりますけれども、果樹農業生産力増強総合対策事業を活用いたしまして、冬季に剪定^{せん}しました枝を用いましてJA等による花粉採取技術を実証したり、採取した花から花粉を取り出す機械の導入や増設をしまして、県による技術的な対策の指導の下、産地内での花粉の確保に向けた体制の整備を強化してまいります。

また今後、外国産花粉に依存せず、生産農家の皆様が自ら花粉を確保できますように、11月以降、県農林水産総合技術センターが中心となりましてJAと連携し、花粉採取専用の受粉する木の確保や花粉採取技術の研修会の開催、技術対策の助言や指導を実施しているところでございます。

今後の予定としましては、国の事業につきまして、実施主体であります公益財団法人中央果実協会から、申請時期など詳細のスケジュールは現在調整中と聞いておりますけれども、早期の事業着手に向けまして早急にJA、全農とくしま、市町、関係機関を参集範囲としました事業説明会を開催するとともに、本事業の着実な実施はもとより、地域一体で花粉を確保できる体制の構築に向け、県が主体となりました検討会を随時開催するなど、来季の授粉作業が開始される3月までに早急に対応を行い、生産農家の皆様にしっかりと寄り添いながら、本県特産のナシの生産に万全を期してまいります。

北島委員

分かりました。

鳴門、松茂、北島、藍住の地域におきまして、ナシというのは主要な県の農産物でございますし、農家の方々は非常に不安なところもあると思っておりますけれども、3月から授粉が始まりますので、今説明いただいたスケジュールをきちんと実現できますように対応をお願いしたいと思います。

先ほど鳥インフルエンザの話もありましたが、起こらないことが大前提なんですけども、今日も1件出たということで起こる可能性は十分ありますので、それに対する対応、準備についても整えていただくように要望して質問を終わります。

福山委員

私のほうからも1点、お聞きしたいと思います。

11月9日に報道のあった吉野川漁業協同組合連合会における会員漁協の脱退表明についてお聞きしたいと思います。

吉野川といえば、本当に多くの徳島県民と密接に関わりのある大変親しみの深い川であります。そこではアユやウナギなどの採捕が行われているほか、県民は多くの恵みを受けています。

今回、その吉野川の漁業者団体である吉野川漁連から会員4漁協が脱退を表明したとのことですが、まずは吉野川漁連とはどのような団体なのか、吉野川漁連に免許された漁業権とはどのようなものなのか、お聞かせください。

岡崎水産振興課長

ただいま福山委員から、吉野川漁連について御質問を頂きました。

吉野川漁連は、徳島市応神町より上流の吉野川流域において、アユやウナギなどの採捕者が集まりまして、県の設立認可を受けました7漁協で組織される団体でございまして、採捕ルールや資源管理の方法等について、会員7漁協の意見を調整・集約する役割を担っております。

県が吉野川漁連に免許しております漁業権は、アユやウナギ等を対象としているものであり、吉野川漁連は漁協の組合員がアユやウナギ等を採捕するための方法や区域、期間などについてルールを定めるとともに、河川では一般の遊漁者も多いことから公共的性格が強いということで、遊漁者が釣りを行う場合のルールについても同様に定めております。

また、河川は立地条件等から採捕が容易であり、資源が減少しやすいことを踏まえ、漁業権者には漁業権魚種の義務放流を課しております。

吉野川漁連はアユ等の種苗放流など、水産資源の保護に取り組んでおります。

福山委員

多くの地元の方々が吉野川の恵みを受け、また県外からも遊漁者が訪れることから、吉野川漁連は漁業権に基づき採捕や釣りのルールを定め、水産資源の保護に取り組んでいることがよく分かりました。

そのような役割を担っている吉野川漁連において、4漁協がなぜ脱退を表明するに至ったのか、その経緯と脱退した場合に想定される影響について御説明をお願いいたします。

岡崎水産振興課長

ただいま、4漁協におけます脱退表明の経緯と影響について御質問がございました。

吉野川流域の7漁協によって構成されます吉野川漁連におきましては、会員漁協の間で運営に当たっての意見の相違がございました。県ではこれまで吉野川漁連に対し、会員漁

協の意見を尊重し、健全な運営に努めるよう指導を重ねてきましたが、今回4漁協が脱退を表明いたしました。このまま進めば、水産業協同組合法の規定に基づきまして、本年の12月末をもって脱退が成立することとなります。

一方、4漁協の脱退が成立すると、漁連全体の世帯数の3分の1を超える世帯が漁連から離脱することになり、この結果、吉野川漁連は漁業権の免許の適格性を喪失し、県は漁業権を取り消さなければならないということになります。

県が漁業権を取り消した場合、組合員は漁業権に基づく網や竹筒などを用いました採捕ができなくなる一方、誰もが自由に釣りに行くことができるようになり、水産資源への影響が懸念されます。

福山委員

運営を巡る会員間での意見の相違から脱退へと発展したこと、また漁業権の取消しに至る可能性があることについて理解しました。

漁業権の取消しとなれば、多くの方々に影響が及ぶと考えられますが、このような事態に備え、県はどのような対応をしているのか、お聞かせください。

和泉漁業管理調整課長

ただいま委員から、県はどのような対応をしているのかという御質問を頂きました。

吉野川漁連からの脱退が進みますと、漁業権の取消しに発展しまして、組合員の皆様が網や竹筒を用いてアユやウナギ等を採捕することができなくなるなどについて、県は繰り返しこれまで説明を行ってきたところであります。

一方で、漁連というのは会員漁協が自主的に結び付いた協同組織でして、加入・脱退の自由もあるわけですから、県はその意は尊重するものの、脱退を表明した4漁協に対しては、組合員が不利益を被ることがないように、今一度の熟慮を求めるとともに、これまで同様に川の恵みが共有できますよう、吉野川漁連に免許していた漁業権を吉野川漁連と脱退を表明した4漁協とが対等な立場で行使、管理できる、漁業法の中の共有制度を提案しているところとして、現在漁協において検討が進められているところでございます。

今後とも、資源への影響がないよう指導を継続してまいりたいと考えております。

福山委員

今後も、県民がアユやウナギといった吉野川が育む豊かな恵みを末永く享受できるよう吉野川漁連及び脱退4漁協への指導を続けていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

仁木委員

私からは、これまでトップセールスであるとか、また海外展開における部分について何度か質問をしていたわけですが、委員会の中で再三お願いをしていたことがございました。

事業は進んでいるわけですが、事前委員会でこの質問をなぜするかといえば、お願いをしていた報告等々を頂いていない現状があります。私の中では再三言っていたけども

出てこないのでは、緊急性があると思って質問させていただいているのです。

いろいろ事業が進んでいっておりますよね。タイであるとか、もろもろやられているのですが、これについては私は本当にいいと思っていますが、予算を執行する前に議会、委員会としては予算を認めておるわけでごさいます、予算がどのように執行されているかについて、非常に気になるわけなんです。それをしっかりと監査権を用いて、どういった形で執行されているのか実証とか調査をしていきたいと思っております、他部局にまたがっていると思いますので、大まかで結構ですから、年間のスケジュールや海外展開に係る部分についてであるとかを一つにまとめていただきたい。来年の日が決まらないというのは分かるのですが、どこをめぐり目標として、トップセールスなり、また海外での展示会なり、もろもろ計画しているというようなタイムスケジュールを作っていただきたいということを申し上げていました。

それについて、個々で決まっていって決まっていって、所管する委員会の委員の方には、いついつやるように決まったのですということについては、お知らせをしていただきたいということも、この場で申し上げていたつもりです。

なぜかと言いましたら、委員以外の方がそれを知って調査に行かれておるわけで、私の中では委員には知らせてほしいというのがありましたので、日程、スケジュール感については決まっているのであれば、委員会のほうにも資料を提出とか、そういった説明をしていただきたい。

我々も、どういった形で効果的にできているのかについて、調査も含めて、現地視察も行ってみようという部分もごさいますので、その点をお願いできればと思うのですが、それについて御答弁いただければ有り難いと思います。

原田もうかるブランド推進課長

ただいま、海外プロモーションに関する今後の予定の取りまとめ状況について御質問を頂きました。

取りまとめについて時間を要しており申し訳ございません。海外プロモーションの年度内の予定につきましては、関係部局と調整をしましておおむね取りまとめが完了したところでございます。

11月の付託委員会までに御報告させていただきたいと考えておるところでございます。

仁木委員

是非ともお願いをしたいと思っておりますし、コンプリートされたらコンプリートされたで、また資料の提供も含めてしていただければ、そういうタイムスケジュールとかがあったら、また後に委員会の中でも効果検証もできると思うのです。

ですから、そういった部分も含めて必要な資料だと思いますので、提供をお願いできればと思います。

委員長からも、またお願いできればと思います。

寺井委員長

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で農林水産部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時03分）